



山形県公報

令和2年4月1日(水)

号外(8)

目次

規 則

- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) … 同

訓 令

- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 3
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) … 5

告 示

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程…………… (人 事 課) … 8

規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課」を「みらい企画創造部国際人材活躍支援課」に改め、同条第13号中「(歴史資料として重要な公文書をいう。)の収集、保存、管理及び閲覧」を「の選定並びに特定歴史公文書の保存、管理及び利用請求に対する決定」に改め、同条に次の1号を加える。

(14) 観光文化スポーツ部文化振興・文化財課において処理する埋蔵文化財に関する知識の普及啓発に関する事務

別表に次の1項を加える。

14 第2条第14号の事務

地 域 の 区 分	駐 在 場 所
県内全域	上山市中山字壁屋敷5608番地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

（博物館長に対する委任）

第11条 次に掲げる事務は、博物館長に委任する。

（1）山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号）による次の事項

イ 第7条の規定による入館料の減免に関する事

第12条 削除

第18条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表中	農業総合研究センター園芸試験場場長	1 山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則に基づく次の事項 (1) 第5条及び第7条の規定による種苗の配布に関する事 (2) 第6条の規定による種苗の価格の決定及び代金の徴収に関する事	を
	農業総合研究センター畜産試験場場長及び農業総合研究センター養豚試験場場長	1 山形県種畜等配布規則に基づく次の事項 (1) 第3条、第4条及び第6条の規定による種苗等の配布に関する事 (2) 第7条の規定による種苗等の代金の徴収に関する事	

農業総合研究センター園芸農業研究所長	1 山形県農業総合研究センター園芸農業研究所種苗配布規則に基づく次の事項 (1) 第5条及び第7条の規定による種苗の配布に関する事 (2) 第6条の規定による種苗の価格の決定及び代金の徴収に関する事	に、
農業総合研究センター畜産研究所長及び農業総合研究センター養豚研究所長	1 山形県種畜等配布規則に基づく次の事項 (1) 第3条、第4条及び第6条の規定による種苗等の配布に関する事 (2) 第7条の規定による種苗等の代金の徴収に関する事	

水産試験場場長	1 山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則に基づく次の事項 (1) 第2条第2項の規定による料金の徴収の特例に関する事 (2) 第2条第3項の規定による料金の減額に関する事 (3) 第3条の規定による使用の承認に関する事 (4) 第5条の規定による使用の停止に関する事	を
---------	---	---

水産研究所長	1 山形県水産研究所の設備の一部使用に関する規則に基づく次の事項 (1) 第2条第2項の規定による料金の徴収の特例に関すること (2) 第2条第3項の規定による料金の減額に関すること (3) 第3条の規定による使用の承認に関すること (4) 第5条の規定による使用の停止に関すること
--------	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形県固定資産評価審議会の項中

企画振興部長

を

みらい企画創造部長

に改め、同表山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「企画振興部

長」を「みらい企画創造部長」に、「子育て推進部長」を「子育て若者応援部長」に、「企画振興部市町村課長」を「みらい企画創造部市町村課長」に、「子育て推進部子育て支援課長」を「子育て若者応援部子育て支援課長」に、「地域福祉推進課長、地域医療対策課長」を「医療政策課長、地域福祉推進課長」に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「商工労働部長」を「産業労働部長」に、「商工労働部の産業政策課長」を「産業労働部の商工業政策課長」に改め、同表山形県産業構造審議会の項中

商工労働部各課長
観光文化スポーツ部の観光立県推進課長、インバウンド・国際交流推進課長

を

みらい企画創造部国際人材活躍支援課長
産業労働部各課長
観光文化スポーツ部の観光立県推進課長及びイン・アウトバウンド推進課長

に改め、同表山形県職業能

力開発審議会の項充てる職の欄中「企画振興部企画調整課長」を「みらい企画創造部国際人材活躍支援課長」に、「商工労働部各課長」を「産業労働部各課長」に、「インバウンド・国際交流推進課長」を「及びイン・アウトバウンド推進課長」に改める。

別表第2 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

農業総合研究センター園芸試験場 総務課長
農業総合研究センター園芸試験場 総務主査
農業総合研究センター園芸試験場 主任主査

を

農業総合研究センター園芸農業研 究所総務課長
農業総合研究センター園芸農業研 究所総務主査
農業総合研究センター園芸農業研 究所主任主査

に改め、同表庄内総合支庁産業

経済部農業技術普及課の項中

農業総合研究センター水田農業試 験場総務課長
農業総合研究センター水田農業試 験場総務主査
農業総合研究センター水田農業試 験場主査

を

農業総合研究センター水田農業研 究所総務課長
農業総合研究センター水田農業研 究所総務主査
農業総合研究センター水田農業研 究所主査

に

改め、同表消費生活センターの項中

防災くらし安心部防災危機管理課 総務主査

を

防災くらし安心部防災危機管理課 総務専門員

に改め、同項主事の項充てる職の欄中「。）」を「。）及び消費生活・地域

安全課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）に改め、同表知的障がい者更生相談所の項中

庄内児童相談所相談・児童心理専 門員
庄内児童相談所相談・児童心理専 門員
庄内児童相談所の相談主査及び主 任専門児童心理司

を

庄内児童相談所相談判定専門員
庄内児童相談所相談判定専門員
庄内児童相談所相談主査

に改め、同表山形職業能力開発

専門校の項中

主任主査	産業技術短期大学校主任主査
主事	産業技術短期大学校主事

を

主査	産業技術短期大学校主査
主任主事	産業技術短期大学校主任主事

に改め、同表中

農業総合研究セン ター畜産試験場	総務課長	農林大学校事務局長
	総務専門員	農林大学校総務専門員
	庶務係長	農林大学校総務主査
	主査	農林大学校主査
	主任主事	農林大学校主任主事

を

	主事	農林大学校主事
農業総合研究センター養豚試験場	総務専門員	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務専門員
	庶務係長	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務主査
	主査	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主査

農業総合研究センター畜産研究所	総務課長	農林大学校事務局長
	総務専門員	農林大学校総務専門員
	庶務係長	農林大学校総務主査
	主査	農林大学校主査
	主任主事	農林大学校主任主事
	主事	農林大学校主事
農業総合研究センター養豚研究所	総務専門員	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務専門員
	庶務係長	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務主査
	主事	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主事

に改め、同表病虫害防除所の項

中

農業総合研究センター水田農業試験場総務課長
農業総合研究センター水田農業試験場総務主査
農業総合研究センター水田農業試験場主査

を

農業総合研究センター水田農業研究所総務課長
農業総合研究センター水田農業研究所総務主査
農業総合研究センター水田農業研究所主査

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県死体解剖保存法施行手続の一部改正)

第1条 山形県死体解剖保存法施行手続（昭和31年11月県訓令第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部地域医療対策課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

(山形県職員日額旅費支給規程の一部改正)

第2条 山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

(山形県職員服務規程の一部改正)

第3条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課」を「みらい企画創造部国際人材活躍支援課」に、「水産試験場」を「博物館、新県民文化館、水産研究所」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「産業政策課」を「商工産業政策課」に、

山形県総合文化芸術館整備推進課	工事現場の監督及び検査の業務に従事する職員	作業服	1	2	
水産試験場	技術職員	作業白衣	1	2	
		作業服	1	2	
ゴム長ぐつ		1	2		
船舶乗組員	船舶乗組員	ヘルメット	1	5	
		作業帽	1	2	
		防寒帽	1	3	
		作業服	2	2	
		防寒服	1	3	
		雨外とう	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	1	
		安全ぐつ	1	3	
内水面水産試験場	技術職員	作業白衣	1	2	
		作業服	1	2	
		ゴム長ぐつ	2	1	

を

博物館	学芸員及び研究員	作業白衣	1	1	
	行政技能員	作業服	1	2	
		作業帽	1	2	
ゴム長ぐつ		1	2		
新県民文化館活用・発信課	工事現場の監督及び検査の業務に従事する職員	作業服	1	2	
水産研究所	技術職員	作業白衣	1	2	
		作業服	1	2	
ゴム長ぐつ		1	2		
船舶乗組員	船舶乗組員	ヘルメット	1	5	
		作業帽	1	2	
		防寒帽	1	3	
		作業服	2	2	
		防寒服	1	3	
		雨外とう	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	1	
		安全ぐつ	1	3	
内水面水産研究所	技術職員	作業白衣	1	2	
		作業服	1	2	
		ゴム長ぐつ	2	1	



に改め、同表農業総合研究セ

ンターの項中「畜産試験場」を「畜産研究所」に、「養豚試験場」を「養豚研究所」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第5条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「企画振興部長、調整監及び企画振興部付」を「みらい企画創造部長、次長及びみらい企画創造部付」に、「子育て推進部長」を「子育て若者応援部長」に、「子育て推進部付」を「子育て若者応援部付」に、

「商工労働部長、次長、商工労働部付の職員	産業政策課長	を
「産業労働部長、次長及び産業労働部付の職員	商工産業政策課長	に、「観光文化スポーツ部長、次長、」を「観光文化スポーツ部長、文化スポーツ推進監、次長及び」に改める。

別表第4第1項中「山形空港事務所」を「新県民文化館、山形空港事務所」に改め、同表第2項中「公共職業能力開発施設」を「公共職業能力開発施設、博物館」に、「内水面水産試験場、水産試験場」を「水産研究所、内水面水産研究所」に改める。

（農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正）

第6条 農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働部工業戦略技術振興課」を「産業労働部工業戦略技術振興課」に改める。

別表第2中「産業政策課長」を「商工産業政策課長」に改める。

（山形県歯科技工士法施行手続の一部改正）

第7条 山形県歯科技工士法施行手続（昭和49年3月県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部地域医療対策課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

（山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続の一部改正）

第8条 山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続（昭和49年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部地域医療対策課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第9条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課」を「みらい企画創造部国際人材活躍支援課」に、「水産試験場」を「博物館、新県民文化館、水産研究所」に改める。

（山形県職務育成品種に関する規程の一部改正）

第10条 山形県職務育成品種に関する規程（昭和59年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

（山形県医療法施行手続の一部改正）

第11条 山形県医療法施行手続（昭和62年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部地域医療対策課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改め、同条第1号中「地域医療対策課」を「健康福祉企画課」に改める。

（山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続の一部改正）

第12条 山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続（昭和63年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部地域医療対策課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

（山形県総合政策審議会事務局規程の一部改正）

第13条 山形県総合政策審議会事務局規程（平成13年4月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画振興部長」を「みらい企画創造部長」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第14条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画振興部長」を「みらい企画創造部長」に改める。

第4条第1項中「企画振興部市町村課長」を「みらい企画創造部市町村課長」に改める。

第4条の2第1項中「企画振興部情報政策課長」を「みらい企画創造部ICT政策推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第237号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

（と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定の一部改正）

第1条 昭和57年2月県告示第214号（と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

「山形県農業総合研究センター養豚試験場簡易と畜場」を「山形県農業総合研究センター養豚研究所簡易と畜場」に改める。

（口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正）

第2条 平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

「子育て推進部子育て支援課」を「子育て若者応援部子育て支援課」に、「健康福祉部地域医療対策課」を「健康福祉部医療政策課」に、「商工労働部産業政策課」を「産業労働部商工業政策課」に、「商工労働部雇用対策課」を「産業労働部雇用対策課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。